

令和元年度独立行政法人中小企業基盤整備機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDC A サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度中小企業基盤整備機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 中小機構における平成 30 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 285 件、契約金額は 70.8 億円である。また、競争性のある契約は 213 件（74.7%）、63.4 億円（89.5%）、競争性のない随意契約は 72 件（25.3%）、7.4 億円（10.5%）となっている。

平成 29 年度と比較して、競争性のない随意契約割合が件数は 45 件減少し金額も 46.9 億円減額している。減少の主な要因は経営改善計画策定支援事業の実施に関する委託契約で 45 件契約額 41.5 億円によるものである。

なお、この競争性のない随意契約は、真にやむをえない随意契約のみである。

表 1 平成 30 年度の中小機構の調達全体像 (単位：件、億円)

	平成 29 年度		平成 30 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(55.8%) 158	(48.0%) 51.5	(67.0%) 191	(84.0%) 59.5	(20.9%) 33	(15.5%) 8.0
企画競争・公募	(2.8%) 8	(1.4%) 1.5	(7.7%) 22	(5.5%) 3.9	(175.0%) 14	(160.0%) 2.4
競争性のある契約 (小計)	(58.7%) 166	(49.4%) 53.0	(74.7%) 213	(89.5%) 63.4	(28.3%) 47	(19.6%) 10.4
競争性のない随意契約	(41.3%) 117	(50.6%) 54.3	(25.3%) 72	(10.5%) 7.4	(△38.5%) △45	(△86.4%) △46.9
合計	(100%) 283	(100%) 107.3	(100%) 285	(100%) 70.8	(0.7%) 2	(△34.0%) △36.5

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の () 書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

なお、昨年度の平成 30 年度調達等合理化計画における表 1 の実績は過年度契約でも支払実績のある場合は件数・金額に含めていたが、令和元年度調達等合理化計画においては年度ごとの新規契約のみ対象とした件数・金額としている。

(2) 中小機構における平成 30 年度の一者応札・応募の状況は表 2 のようになっており、契約件数は 18 件 (8.5%)、契約金額は 7.3 億円 (11.5%) である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約件数は同数であるが、契約金額は大幅な減額となっている (件数：同数、金額：9.2 億円減額)。

主な要因は、大型調達案件が多いシステム開発・運用業務の新規調達案件が 2 者以上の応募に改善されたことによるものである。

表 2 平成 30 年度の中小機構の一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		平成 29 年度	平成 30 年度	比較増△減
2 者以上	件数	148 (89.2%)	195 (91.5%)	47 (31.8%)
	金額	36.5 (68.9%)	56.1 (88.5%)	19.6 (53.7%)
1 者以下	件数	18 (10.8%)	18 (8.5%)	0 (0%)
	金額	16.5 (31.1%)	7.3 (11.5%)	△9.2 (△55.8%)
合 計	件数	166 (100%)	213 (100%)	47 (28.3%)
	金額	53.0 (100%)	63.4 (100%)	10.4 (19.6%)

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 合計欄は、競争契約 (一般競争、指名競争、企画競争、公募) を行った計数である。

(注 3) 比較増△減の () 書きは、平成 30 年度の対 29 年度伸率である。

なお、昨年度の平成 30 年度調達等合理化計画における表 2 の実績は過年度契約でも支払実績のある場合は件数・金額に含めていたが、令和元年度調達等合理化計画においては年度ごとの新規契約のみ対象とした件数・金額としている。

2. 重点的に取り組む分野 (【 】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、(1)競争性のある契約における一者応札・応募案件削減に向けた取組及び(2)事務処理効率化等を目的とした一括発注による調達の推進に努めることとする。

(1) 一者応札・応募削減に向けた取組

一者応札・応募については、近年の改善取組によりほぼ改善できているが、複数の入札参加業者の確保を図るため引き続き以下の取組を実施することとする。

また、入札案件が少なく経験も未熟な調達機関である地域本部の調達については、本部が深く介入するよう努めて行くこととする。

- ①複数の応札・応募者が見込まれない調達に係る周知方法の検討 (基本の周知方法であるホームページに加えて、業界紙への記事掲載や競争参加資格登録済み事業者へ連絡等を行う) を行う。
- ②適切な公告期間 (原則 10 日間以上) の設定を行う。
- ③適切な競争参加資格の設定 (等級の緩和) および具体的な仕様書を作成する。
- ④適切な事業期間・事業規模の設定や適正な調達範囲による分離発注を行う。
- ⑤複数回に亘り繰り返し実施している案件については、仕様書にて前年度実績報告書等をサンプル

として例示することにより内容を分かり易く示し、新規事業者の参入を促す。

- ⑥総合評価方式や企画競争など企画書提出型の調達においては、類似の内容でかつ調達時期の近い案件は、複数の企業が参加しやすいように調達時期を調整することにより競争参加企業の拡大を図る。

(2) 事務処理効率化等を目的とした調達の改善

本部、地域本部、大学校における会計機関ごとに調達している役務および物品購入において、本部一括発注が可能か検討し、事務処理の効率化および経費削減を目指す。

また、会計機関の統合を進めることにより事務処理効率化や内部統制の確立を図ることとする。

【当該取組の結果、1案件以上の実施およびそれに伴う経費削減】

(3) 障害者就労施設等への優先調達

障害者就労施設等からの物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（H25.4.23閣議決定）」に即して定めた平成31年度調達方針に基づき平成30年度調達実績が小額であった地域本部および大学校への協力依頼を引き続き行うことにより前年度実績を上回る調達に努めるものとする。

平成30年度の実績を見ると印刷発注が調達額が大半を占めており、印刷発注（パンフ、チラシ等）における障害者就労施設等からの調達割合増加に向けた検討を行うとともに契約担当者会議等において啓蒙普及を継続していくこととする。

【前年度実績額を上回ること】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置された入札・契約手続委員会で検証し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急の場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

【入札・契約手続委員会による点検の実施】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

①各会計機関の契約担当者のために契約事務実務マニュアルの徹底を図るための契約担当職員を対象として定期的な研修会の実施。

②予算の執行及び会計処理の適正を期することを目的として、本部調達担当者による契約事務実務マニュアル等を活用した各地域本部等の職員への指導や情報交換を通じて、職員のスキルアップを図り不祥事の未然防止等に努めることとする。

③昨年度初めて実施した官製談合防止法研修会を本年度も引き続き開催し、全役職員への不正防止意識向上を促すこととする。

【研修等の実施および各地域本部等への訪問指導】

(3) 内部監査等

監査統括室による内部監査、及び監事による監査の一環として、調達合理性についても事後的な確認を行う。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務担当理事を総括責任者とする調達等合理化推進チームを設置し、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 財務担当理事

副総括責任者 財務部長

メンバー 調達・管理課長、財務部参事、企画部企画課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、契約監視委員会の審議対象案件である新規1者応札・応募案件の事後点検審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、中小機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。